

第 51 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第11章 医療型児童発達支援センター(第91条-第95条)」を「第11章 削除」に、「第15章 雑則(第119条)」を「第15章 里親支援センター(第119条-第124条) 雑則(第125条)」に改める。

第5条の3第1項及び第14条第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第27条第5項中「精神保健福祉士」を「社会福祉士若しくは精神保健福祉士」に改める。

第29条第1項第4号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。

第32条中「及び」を「について、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該乳幼児の意見又は意向、当該乳幼児や」に改める。

第34条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第40条中「及び」を「について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該母子それぞれの意見又は意向、当該母子や」に改める。

第43条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第59条第3項中「精神保健福祉士」を「社会福祉士若しくは精神保健福祉士」に改める。

第64条中「及びその家庭の状況等を勘案し」を「について、年齢、発達の状況その

他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該児童の意見又は意向、当該児童やその家庭の状況等を勘案して」に改める。

第67条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第68条第6項第2号及び第7項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第8項中「肢体不自由」の次に「（法第6条の2の2第2項に規定する者をいう。以下同じ。）」を加え、同項第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改める。

第69条第22項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第23項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第78条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第3項第1号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改め、同項第3号中「訓練」を「支援」に改める。

第79条第6項第6号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第10章の章名を次のように改める。

第10章 児童発達支援センター

第84条第1項中「福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。第3号において同じ。）」を「児童発達支援センター」に改め、同項第1号「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項第3号「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 静養室

第84条第3項から第5項までを削り、同条第2項中「前項第1号及び第2号」を「第1項第1号及び第2号」に改め、「（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターに設ける設備を除く。）」を削り、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項各号（第4号を除く。）に掲げる設備のほか、肢体不自由のある児童に対して治療を行う児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第85条第1項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主に重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。第2項、第3項及び第6項において同じ。）」を「児童発達支援センター」に改め、同条第2項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第3項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項第2号中「第10項第2号において同じ。」を削り、同項第3号中「第10項第3

号において同じ。」を削り、同条第8項から第20項までを削り、同条第21項中「第92条第2項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「（主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医に限る。）」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 児童発達支援センターは、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合は、第1項各号（第1号を除く。）に掲げる職員に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を配置しなければならない。

第86条から第88条までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第89条を次のように改める。

第89条 削除

第90条を次のように改める。

（心理学的及び精神医学的診査）

第90条 児童発達支援センターは、児童に対して心理学的及び精神医学的診査を行う場合は、児童の福祉に有害な実験に及んではならない。

第11章を次のように改める。

第11章 削除

第91条から第95条まで 削除

第97条第6項中「精神保健福祉士」を「社会福祉士若しくは精神保健福祉士」に改める。

第100条中「及びその家庭の状況等を勘案し」を「について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該児童の意見又は意向、当該児童やその家庭の状況等を勘案して」に改める。

第103条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第105条第3項中「精神保健福祉士」を「社会福祉士若しくは精神保健福祉士」に改める。

第110条中「個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案し」を「児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該児童の意見又は意向、当該児童やその家庭の状況等を勘案して」に改める。

第113条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第119条を第125条とする。

第15章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

第15章 里親支援センター

(設備の基準)

第119条 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（以下「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(従業者の配置の基準等)

第120条 里親支援センターに配置しなければならない従業者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 里親制度等普及促進担当者
- (2) 里親等支援員
- (3) 里親研修等担当者

2 前項第1号に掲げる里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- (3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 第1項第2号に掲げる里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親等への支援の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 第1項第3号に掲げる里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第121条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第122条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第123条 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する業務

の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に当該業務の質の改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第124条 里親支援センターの長は、県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要なに応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

(熊本県こども総合療育センター条例の一部改正)

第2条 熊本県こども総合療育センター条例(昭和30年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 法第43条に規定する児童発達支援センター

第2条第3号を削る。

(熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部改正)

第3条 熊本県看護師等修学資金貸与条例(昭和37年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号ア(イ)中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改め、同号ア(ク)中「母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項」を「児童福祉法第10条の2第1項」に、「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

(熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例(平成16年熊本県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号イ中「、医療型児童発達支援」を削り、「児童自立支援施設」の次に「こども家庭センター」を加え、同号クを削り、同号ケを同号クとし、同号コからシまでを同号ケからサまでとし、同号ス中「シまで」を「サまで」に改め、同号スを同号シとする。

(熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第82号)の一部を次のように改正する。

「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針(第62条)

目次中 第2節 人員に関する基準(第63条-第64条) を「第3章 削除」

第3節 設備に関する基準(第65条)

第4節 運営に関する基準（第66条－第71条）」

に改める。

第2条第2項第3号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同項第4号中「、第62条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第4条第2項中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第5条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第7条第6項及び第7項を削り、同条第5項中「前項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項各号及び第4項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を有しなければならない。

第7条第8項中「第5項」を「前項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「、第6項第1号」を削り、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第7項まで（第1項第1号を除く。）」を「第4項まで（第1項第1号を除く。）及び第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 第5項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第7条第11項中「前項」を「前2項」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第10条中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第11条第1項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

（8） 静養室

第11条第2項を次のように改める。

2 前項各号（第4号を除く。）に掲げる設備のほか、治療を行う指定児童発達支援事業所は、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第11条第3項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項ただし書を削り、同

条第4項を削り、同条第5項中「第1項各号」の次に「及び第2項」を加え、「並びに前項の静養室及び聴力検査室」を削り、同項ただし書中「場合は、」の次に「第2項に掲げる設備を除き、」を加え、同項を同条第4項とする。

第12条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第24条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第25条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第26条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第27条第5項中「当該児童発達支援を利用する障害児の」を削り、同項を同条第7項とし、同条第4項中「前項の評価」を「自己評価及び保護者評価」に、「及び同項の」を「並びに前項に規定する」に改め、「内容を」の次に「保護者に示すとともに、」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「ついて、」の次に「指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、」を、「自ら評価」の次に「（以下この条において「自己評価」という。）」を加え、「保護者」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）」に改め、「による評価」の次に「（以下この条において「保護者評価」という。）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項の規定による指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第27条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなけ

ればならない。

第27条の次に次の2条を加える。

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加・包摂の推進）

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第28条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の次に「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第7項中「通所給付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

第29条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第31条の見出し並びに同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第36条中「特例障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第40条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第41条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第43条中「指定児童発達支援事業者は」を「指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は」に改める。

第50条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第57条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第62条から第71条まで 削除

第72条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第75条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第80条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第81条の3第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に改め、「以下」の次に「この項において単に」を加え、「訓練等」を「支援」に、「」を行い、及び」を「」を行い、並びに」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第81条の7の次に次の1条を加える。

(指定居宅訪問型児童発達支援の取扱方針)

第81条の7の2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第81条の9において準用する第28条第1項に規定する居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、障害児の支援を適切に行うとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し支援上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定居宅訪問型児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条において同じ。）の確保並びに次項の規定による指定居宅訪問型児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その提供する指定居宅訪問型児童発達支援の質について自ら評価を行い、常にその指定居宅訪問型児童発達支援の質の改善を図らなければならない。

6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなけ

ればならない。

7 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その提供する指定居宅訪問型児童発達支援の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定居宅訪問型児童発達支援の質の改善を図るよう努めなければならない。

第81条の9中「第26条」の次に「、第27条の2」を加え、「第48条、第50条、第51条」を「第48条から第51条まで」に、「、第53条から第55条の2まで、第63条の2並びに第69条の2」を「並びに第53条から第55条の2まで」に、「第69条の2第1項中「第71条」とあるのは「第81条の9」と、「医療型児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と」を「第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に掲げる領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と」に改める。

第89条中「第26条」の次に「、第27条（第4項を除く。）、第27条の3」を加え、「第48条、第50条、第51条」を「第48条から第51条まで」に、「第63条の2、第69条の2並びに第81条の6から第81条の8まで」を「第81条の6、第81条の7並びに第81条の8」に、「第28条（」を「第27条第1項及び第28条（」に、「第44条第1項」を「第27条第5項中「を受け」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受け」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第6項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項」に改め、「勤務体制」と」の次に「、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と」を加え、「、第69条の2第1項中「第71条」とあるのは「第89条」と、「医療型児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と」を削る。

第90条第1項中「第5項及び第8項」を「第6項及び第7項」に改め、「、第63条」を削り、「第6項」を「第5項」に、「同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第7項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第9項」を「同条第8項」に、「同条第10項」を「同条第9項」に、「第63条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」

とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とを「同条第10項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」と」に改める。

第92条第1項中「、第66条」を削り、同条第2項中「、第66条」を削り、「指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に、「指定医療型児童発達支援の事業又は」を「又は」に改め、同条第3項及び第4項中「、第66条」を削る。

第93条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、第71条」を削り、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)
第6条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第83号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に改める。

第3条第1項中「いう。）」の次に「及び障害児(15歳以上の障害児に限る。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画(以下「移行支援計画」という。))」を加え、同条第3項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第46条において「障害福祉サービス」という。))」を「障害福祉サービス」に改める。

第5条第1項第2号イ中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同条第5項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第6項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第6条第4項第2号及び第3号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第4号中「訓練室」を「支援室」に、「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改める。

第20条中第5項を第7項とし、第2項から第4項までを2項ずつ繰り下げ、同条第1項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加え、同項の次に次の2項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むこと

ができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第21条第2項中「この条において」を削り、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第5項「当たっては、」の次に「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、」を加える。

第21条の次に次の1条を加える。

(移行支援計画の作成等)

第21条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

第22条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第25条の見出し並びに同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練

等」を「支援」に改める。

第39条に次の2項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第46条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第52条第1項第5号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第53条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2項第2号ア中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改め、同号ウ中「指導」を「支援」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条中熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第50条第1項の改正規定及び第6条中熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第46条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第11条の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。次項において「新児童福祉法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされるものについては、第1条の規定による改正後の熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新児童福祉施設基準条例」という。）第84条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされるものについては、新児童福祉施設基準条例第85条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることが

できる。

- 4 この条例の施行の際現に設置されている第1条の規定による改正前の熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準等に関する条例（次項において「旧児童福祉施設基準条例」という。）第84条第4項に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第84条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 5 この条例の施行の際現に設置されている旧児童福祉施設基準条例第84条第4項に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第85条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 6 この条例の施行の日前に第3条の規定による改正前の熊本県看護師等修学資金貸与条例第7条第1号ア（ク）に掲げる施設において助産師の業務に従事した者は、当該施設において従事した期間に相当する間、第3条の規定による改正後の熊本県看護師等修学資金貸与条例第7条第1号ア（ク）に掲げる施設において助産師の業務に従事した者とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に指定を受けている第5条の規定による改正前の熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第63条に規定する指定医療型児童発達支援事業者については、改正後の熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 8 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 9 この条例の施行の際現に設置されている旧指定通所支援基準条例第7条第6項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第7項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第7条及び第12条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 10 この条例の施行の際現に設置されている旧指定通所支援基準条例第7条第6項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第7項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援

基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

11 新指定通所支援基準条例第27条の2（新指定通所支援基準条例第55条の6、第59条、第78条、第78条の2、第81条及び第81条の9において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第27条の2中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

（提案理由）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正等を踏まえ、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。